

中国会計・税務実務ニュースレター

今回のテーマ： 中国の委託加工貿易における課税関係

中国での加工貿易の主な形態としては一般加工貿易、進料加工貿易、来料加工貿易があります。そのうち、進料加工貿易は有償で材料を購入し、輸出に伴う製品代金を収受するのに対して、来料加工貿易は、材料等が無償に供給されるため、加工賃のみ受取る取引形態となっています。

本来であれば、材料を海外から輸入する際、関税および増値税¹を支払わなければなりません。進料加工貿易および来料加工貿易として税関の認可を得れば、材料を輸入する際の関税および増値税は免除されます。

以下、設例を通じて各貿易形態における税金コスト発生額の相違について解説します。

設例の前提：

- ✓ 日本親会社 A 社は中国子会社 B 社に原材料を支給する。B 社が支給原材料を加工し、加工製品を全て A 社に輸出販売する。
- ✓ 加工製品の販売価額は 80,000、加工製品に係る支給原材料価額は 40,000、B 社加工賃は 20,000 とします。
- ✓ 輸入原材料に係る輸入関税率は 10%、仕入増値税率 17% とし、輸出売上に係る増値税不還付率 4%(増値税率 17%-増値税還付率²13%) とします。

一般加工貿易、進料加工貿易及び来料加工貿易に係る税金負担及び取引の損益状況は下記の通りです。

一般貿易

売上高	a	80,000
海外輸入原材料	b	-40,000
国内仕入原材料	c	0
加工賃	d	-20,000
増値税不還付額	e	-3,200
関税	f	-4,000
売上利益	a+b+c+d+e+f	12,800

税金コスト

増値税不還付額		
売上高	a	80,000
増値税不還付率	g	4%
増値税不還付額	e=a*g	3,200
輸入関税		
海外輸入原材料	b	40,000
関税率	h	10%
関税	f=b*h	4,000
税金負担額	e+f	7,200

進料加工

売上高	a	80,000
海外輸入原材料	b	-40,000
国内仕入原材料	c	0
加工賃	d	-20,000
増値税不還付額	e	-1,600
輸入関税	f	0
売上利益	a+b+c+d+e+f	18,400

税金コスト

増値税不還付額		
売上	a	80,000
海外輸入原材料	b	-40,000
増値税不還付率	g	4%
増値税不還付額	e=(a+b)*g	1,600
輸入関税		
海外輸入原材料	b	40,000
関税率	h	0%
関税	f=b*h	0
税金負担額	e+f	1,600

来料加工

売上高※	a	80,000
海外輸入原材料※	b	-40,000
国内仕入原材料	c	0
加工賃	d	-20,000
増値税不還付額	e	0
関税	f	0
売上利益	a+b+c+d+e+f	20,000

税金コスト

増値税不還付額		
国内仕入原材料	c	0
増値税率	g	17%
仕入増値税	e=c*g	0
輸入関税		
海外輸入原材料	b	10,000
関税率	h	0%
関税	f=b*h	0
税金負担額	e+f	0

※：来料加工については現地での売上高は加工賃+利益ですが、比較を容易にするため支給材料分を加えて表示しております。

上記のように、同様な製品販売価額と原材料価額であっても、税金負担額は一般加工貿易 7,200 > 進料加工 1,600 > 来料加工 0 であるため、来料加工の売上利益は一般貿易より 7,200 も大きくなります。

1 中国の増値税とは、中国における物品の販売、加工、修理補修役務および物品の輸入に対して、課税される税金であり、日本の消費税と同様、最終消費者が負担する付加価値税です。特定の物品を除き、増値税の原則税率は 17% であり、輸出物品に対する増値税率は 0% です。

2 増値税還付率とは、輸出製品に使用された材料等にかかる増値税を還付する際、輸出製品の品目によって、還付される率です。還付率は 17%、16%、15%、13%、9%、および 5% の六等級に分けられます。

お見逃しなく！

材料の調達先が海外から中国国内へとシフトした場合、関税の免除によるメリットを、国内調達材料にかかる増徴税が還付されないことによるデメリットが上回ることにより、来料加工の方が不利になってしまう可能性もあります。

また、近年、事業投資額が高水準で、資源消耗度が高く、汚染度が高く、付加価値の低い製品、いわゆる「三高一低」製品の輸出を抑制するため、還付税率の引き下げや輸出還付の取消も実施されています。